

(車両・対物免責補償料)
 ・1日につき1,080円(税抜1,000円)
 ※1ヶ月までのレンタルについての加入料金は、15日間で切り計算します。

ノン・オペレーション・チャージ(NOC)非課税

万一弊社の責任によらない事故・盗難・故障・汚損等が発生し、車両の修理、清掃等が必要となった場合、その期間中の休業補償の一部として下記金額をその損傷等の程度や修理等の所要時間にかかわらず申し受けます。(免責補償制度とは異なりますのでご注意ください。)※免責補償制度にご加入の場合でもご負担いただきます。※走行可能でも店舗へ返車されなかった場合(路上放置等)は5万円を申し受けます。自走して、返却店舗へ返車された場合……10,000円
 自走できず、返却店舗へ返車されなかった場合……30,000円(レッカー代実費負担)

事故・故障が発生した場合、以下の対応をお願いします。

事故 警察で事故証明を必ず取得してください。

負傷者の救護

警察への連絡

貸出店舗への連絡

故障等 貸出店舗までご連絡ください。

●その他

■料金表の記載事項は予告なしに変更することがあります。



トックトック「SARUKU号」

レンタルの流れ



■貸出し時間 朝9:00から貸出し可能。ご返車は17:00まで。
 (トックトック「SARUKU号」での送迎サービスあり)

ご利用料金について

3時間まで	3,000	延長1時間	1,000
6時間まで	4,500	延長1日	5,000
1日まで	6,000	免責補償料(1日につき)	1,000

※単位:円 ※税抜金額

- ご契約の際 ご契約時間等に基づいて概算料金を申し受けます。
- ご返車の際 ご使用時間等にもとづいて、ご契約時におおざかりした概算料金との過不足を精算させていただきます。
- 延長料金 契約時間を延長してご使用になられた場合は、延長料金を別途申し受けます。
- 燃料代 満タンでお返しいただくか、または実走行キロ数に応じて別に定める換算料金により、精算させていただきます。

基本料金 + 免責保険料(任意) + 超過料金 その他料金 + 消費税 = お支払い金額

MAP



高千穂レンタルスクーター

〒882-1102 宮崎県西臼杵郡高千穂町大字押方1258



高千穂レンタルスクーター



ご予約・お問合せ ▶ 090(3070)2274

高千穂 レンタル スクーター

原付
三輪

観光に便利!!



渋滞知らずで駐車も楽チン!!



よりアクティブに
高千穂郷の秘境を探訪!

Takachiho Rental Scooter

安心保険補償制度

安心してドライブして頂くために、弊社では安心保険補償制度を完備しています。

■補償額

- 対人補償……1名限度額 無制限(自賠責3,000万円含む)
- 対物補償……1事故限度額 無制限(免責額5万円)
- 車両補償……1事故限度額 車両時価(免責額5万円)
- 人身傷害補償……1名限度額 3,000万円

弊社の基本料金には上記金額を限度額とした保険などによる補償が含まれています。但し、免責金額はお客様の負担となります。

(注)お客様の負担となる場合 ①上記免責となる金額及び保険約款の免責事項に該当する場合 ②上記補償金額を超えた差額

●補償制度が適用できないケース

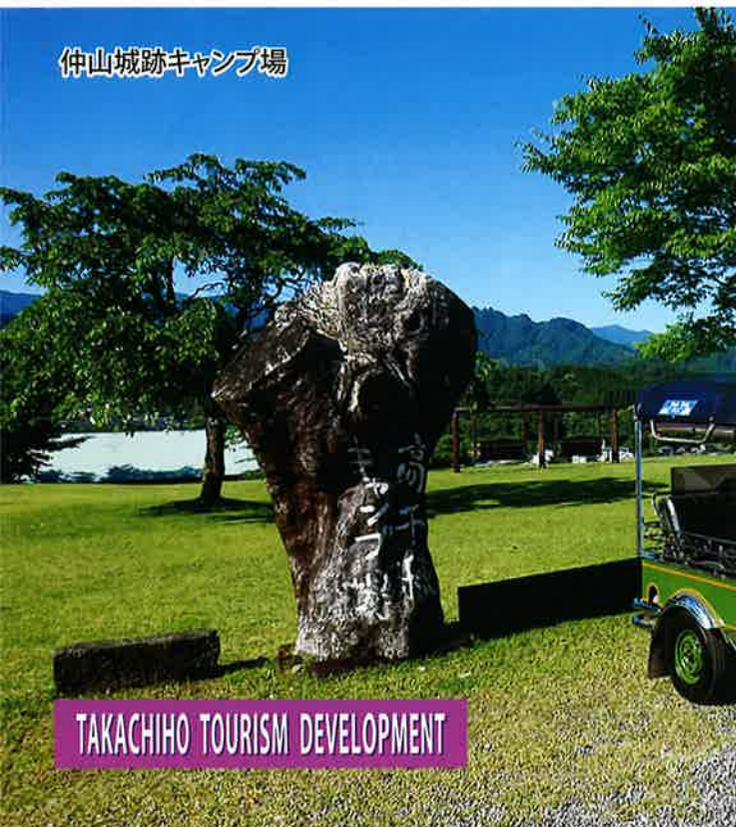
下記に該当するような事故、損害及び補修費は、お客様のご負担になります。この場合、基本料金に含まれる上記の保険又は免責補償制度(対物、車両)の適用をお断りいたします。

- ①補償限度額を超える損害
- ②契約者以外の運転者(弊社に届出のない運転者)による損害
- ③「契約時間の無断延長」、「酒気帯び運転」、「又貸し等」
- ④事故の際、警察及び貸出店舗への連絡を怠った場合
- ⑤弊社の許可なく、無断で示談を行った場合
- ⑥その他保険約款の免責事項に該当する事故の場合
- ⑦弊社の貸渡約款に違反して発生した事故の場合
- ⑧「パンクやタイヤの損傷」、「カギの紛失」、「装備品の損失」、「カギをつけたまま駐車し盗難にあった場合」など。

■免責補償制度(任意加入)※保険ではありません。

ご契約時別途免責補償料をお支払い頂きますと、万一事故を起こした場合、保険約款の免責事項に該当する事故でない限り、対物・車両事故の免責金額を免除される制度です。但し、車両の修理期間中の休業補償の一部として、所定の「ノン・オペレーション・チャージ」(N・O・C)を申し受けます。

仲山城跡キャンプ場



TAKACHIHO TOURISM DEVELOPMENT

必ずお読みください

貸渡し

運転される方全員の運転免許証をご提示ください。運転免許証は、ご利用のレンタルスクーターを運転できる、日本国内で有効なものが必要です。貸渡しに際しては、現住所もしくは本人確認ができる書類のご提示が条件となります。

【現住所/本人確認書類】以下のいずれか。

◎公共料金(電気、ガス、水道、NTT固定電話、NHK)領収書* ◎社会保険料領収書* ◎国税、地方税領収書* ◎納税証明書* ◎住民票* ◎印鑑証明* ◎健康保険証 ◎年金手帳 ◎住民基本台帳カード(氏名、生年月日、住所の記載があるもの) ◎ご利用可能なクレジットカード

(注)*は発行3ヶ月以内のものに限ります。

(注)連絡先として携帯とご自宅の2箇所を記入していただきます。

運転される方の中に免許取得後1年未満の方がいらっしゃる場合は、その方の運転につきましてはお断りさせて頂くことがあります。

※貸渡期間中は必ずレンタルスクーター貸渡証を携帯してください。

※貸渡期間中の保管場所の確保、日常点検整備などを含む貸渡車両の管理者はお客様となります。

※法令の定めにより、運転者付きの貸渡し、あるいは運転者の紹介・あっせんなどは行えません。

違法駐車等の措置

違法駐車を取り締まりが厳しくなっています。

- 06年6月施行の道路交通法改正対応のため、貸渡契約の締結にあたり借受人又は運転者の携帯電話番号等の緊急連絡先の提示を求めさせていただきます。借受人又は運転者がレンタルスクーターに関し、道路交通法に定める違法駐車をしたときは、自らの責任と負担で違法駐車に係る反則金及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管など諸費用を納付いただきます。又、レンタルスクーターが警察により移動された場合に弊社の判断により、自らレンタルスクーターを引取る場合があります。
- 弊社は警察からレンタルスクーターの違法駐車連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタルスクーターを移動させ、レンタルスクーターの借受期間満了時又は弊社の指示する時までに取り扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、弊社は、レンタルスクーターが警察により移動された場合には、弊社の判断により、自らレンタルスクーターを警察から引き取る場合があります。
- 弊社は、前項の指示を行った後、弊社の判断により、違反処理の状況を交通反則告知書又は納付書・領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して繰り返し前項の指示を行うものとします。また、借受人又は運転者に対し、違法駐車をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当協会所定の文書(以下「自認書」という)に自署するよう求めるものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

- 弊社は、弊社が道路交通法第51条の4第5項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人もしくは運転者の探索及びレンタルスクーターの引き取りに要した費用等を負担した場合、借受人又は運転者に対していつでも放置違反金相当額及び弊社が要した費用の請求を行うことができるものとし、借受人又は運転者は、弊社が請求した場合には、弊社の指定する期日までにこれを支払うものとします。なお、この場合で、借受人又は運転者が、罰金又は反則金を納付し、弊社が放置違反金の還付を受けたときは、弊社は放置違反金相当額を借受人又は運転者に返還します。
- 約款書類の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、借受人又は運転者は、弊社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出するなどの必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第51条の4第6項に定める弁明書、自認書及び貸渡証等の資料を提出することに同意します。
- 約款冒頭の個人情報の取扱いに関する規定にかかわらず、弊社が第4項の放置違反金納付命令を受けたとき又は弊社が第4項に定める請求を行い、借受人又は運転者が弊社の指定する期日までにこれを支払わなかったときは、借受人又は運転者の個人情報等の取扱い及び今後のレンタルスクーターの貸渡しに関する措置等について、第23条を準用するものとします。

個人情報

第32条(個人情報の利用の目的)当協会が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

- レンタルスクーターの事業許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務付けられている事項を遂行するため。
- 借受人又は運転者に、レンタルスクーター及びこれらに関連したサービスの提供をするため。
- 借受人又は運転者の本人確認及び審査をするため。
- レンタルスクーター、その他の当協会において取り扱う商品及びサービス等の提供、並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝印刷物の送付、eメールの送信等の方法により、借受人又は運転者にご案内するため。
- 弊社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者にアンケート調査を実施するため。
- 個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工した統計データを作成するため。

2. 第1項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示して行います。

第33条(個人情報の登録及び利用の同意)借受人又は運転者は、レンタルスクーター貸渡約款第18条第6項又は第23条第1項のいずれかに該当することとなった場合においては、借受人又は運転者の氏名、住所等を含む個人情報が社団法人全国レンタカー協会に7年を超えない期間登録されること並びにその情報が社団法人全国レンタカー協会及び加盟各都道府県レンタカー協会とその会員事業者を利用されることに同意するものとします。